



国土交通省東北地方整備局

Tohoku Regional Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記者発表

平成29年4月12日
福島河川国道事務所

河川協力団体とともに阿武隈川堤防の徒歩点検（出水期前）を行います！

出水期前の堤防の状況を把握するため、当事務所が管理する阿武隈川上流の延長約130kmの堤防の点検を、河川管理のパートナーである河川協力団体とともに実施します。

□目的

洪水や降雨等により、堤防、護岸、水門などの河川管理施設や堰、橋梁などの許可工作物に変状がないか点検するものです。

□全体日程等：4月17日（火）～5月8日（月）

10日間程度 ※雨天時は中止（別紙－1参照）

□河川協力団体参加地区

<福島地区>

日時：4月17日（月） 10：30

〔集合場所：荒川橋右岸（福島市上名倉地内）〕

参加河川協力団体：ふるさとの川・荒川づくり協議会

日時：4月18日（火） 11：00

〔集合場所：柳稻荷神社周辺（福島市御倉町地内）〕

参加河川協力団体：NPO法人御倉町かいわいまちづくり協議会

<郡山地区>

日時：4月17日（月） 10：00

〔集合場所：南川樋門（郡山市安積町日出山地内）〕

参加河川協力団体：日出山アメンボウクラブ

<二本松地区>

日時：4月18日（火） 9：30

〔集合場所：安達ヶ橋右岸下流約200m（二本松市安達ヶ原4丁目地内）〕

参加河川協力団体：石井・大平地区阿武隈川河川愛護会

取材の際の集合場所（別紙－2参照）

□点検方法

職員3人と河川巡視員等2人の5人1組で目視による点検（別紙－3参照）

※雨天中止。中止の確認は下欄【問い合わせ先】にお願いします。

<<発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、郡山記者クラブ>>

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

福島県福島市黒岩字榎平36 TEL024（546）4331（代）

副所長(河川) さとう かつみ 佐藤 勝美（内線204）

河川管理課長 ひらだて じゅんいち 平館 淳一（内線331）

日程表

凡例 ○: 徒歩点検実施日

◎: 河川協力団体参加日

4/16(日)	4/17(月)	4/18(火)	4/19(水)	4/20(木)	4/21(金)	4/22(土)
	◎	◎	○	○	○	
4/23(日)	4/24(月)	4/25(火)	4/26(水)	4/27(木)	4/28(金)	4/29(土)
	○	○	○	○		
4/30(日)	5/1(月)	5/2(火)	5/3(水)	5/4(木)	5/5(金)	5/6(土)
5/7(日)	5/8(月)	5/9(火)	5/10(水)	5/11(木)	5/12(金)	5/13(土)
	○					

4月17日(月)10:30 荒川3班 取材の際の集合場所(駐車スペース)



●駐車スペース●
※駐車の際は、堤防天端への導線を塞がないように駐車頂きますよう、ご配慮願います。

●集合場所●
荒川橋 右岸



4月18日(火)11:00 福島3班 取材の際の集合場所(駐車スペース)



※車でお越しの方はここにあるバリケード(鍵無し)を外して入って下さい。入った後はバリケードを戻して下さい。



● 駐車スペース ●

● 集合場所 ●
(柳稻荷神社周辺)

4月17日(月)10:00 郡山4班 取材の際の集合場所(駐車スペース)
至本宮

至会津若松

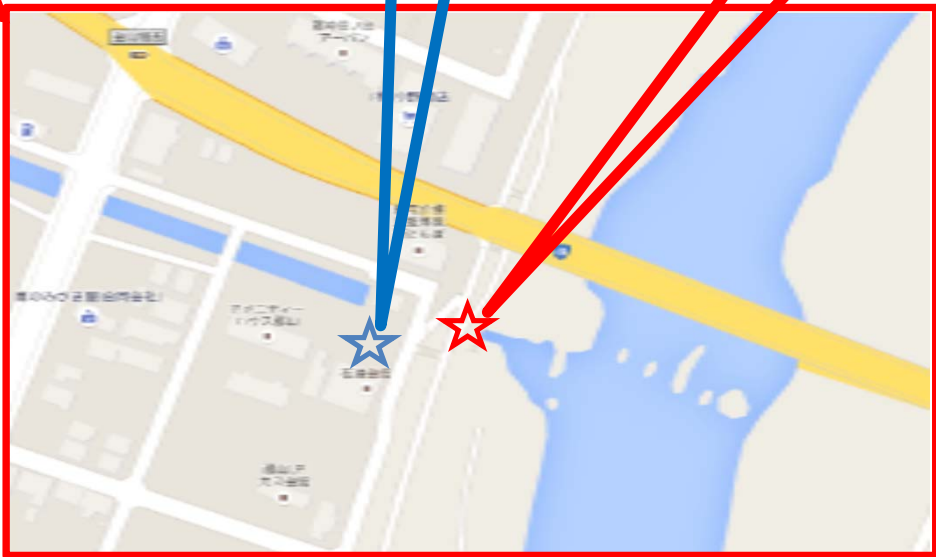


至須賀川

至いわき

● 駐車スペース ●
南川排水機場

● 集合場所 ●
南川樋門



4月18日(火)9:30 二本松1班 取材の際の集合場所(駐車スペース)



平成29年度 職員による堤防点検(伊達地区、福島地区、荒川地区)

伊達地区

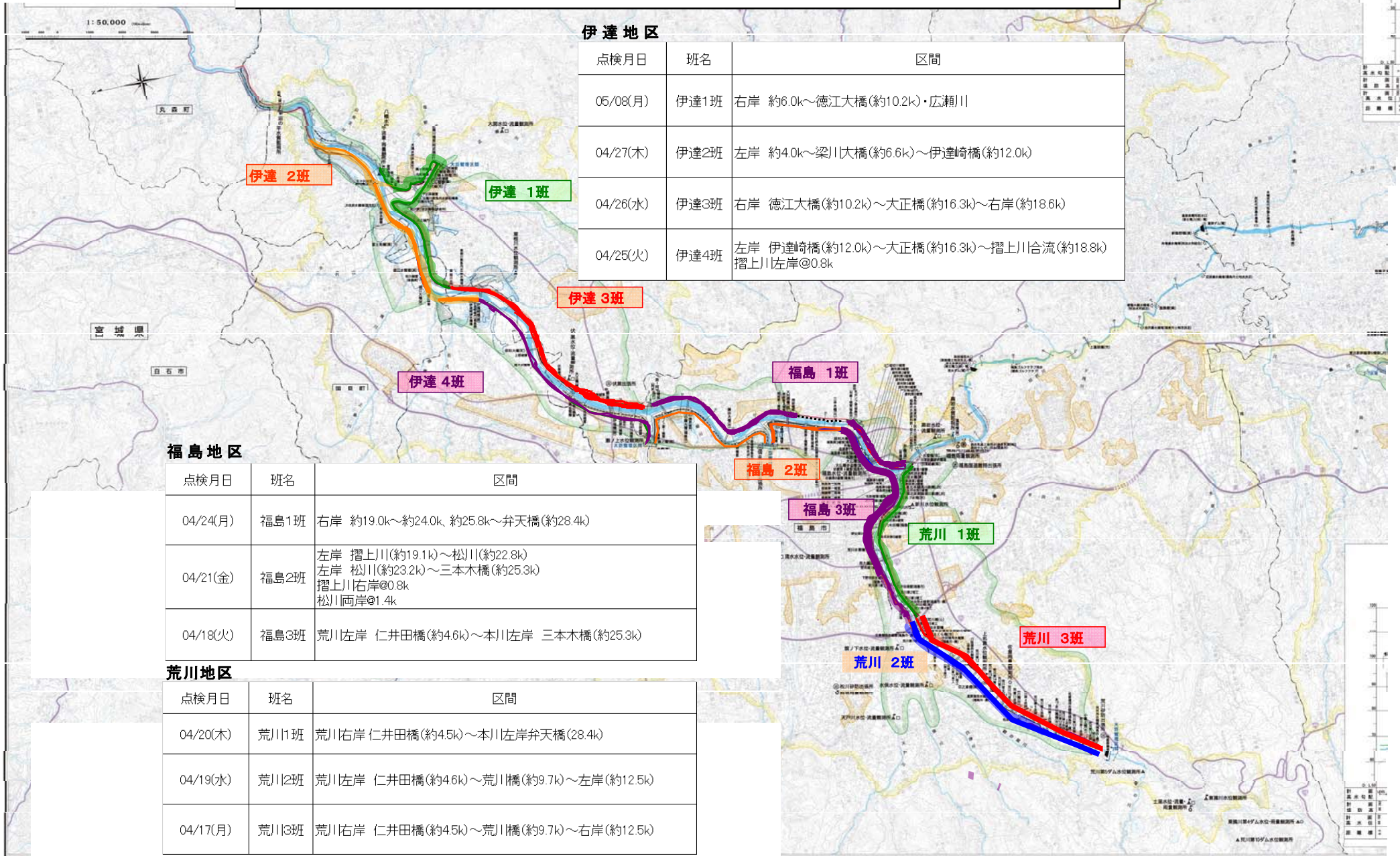
点検月日	班名	区間
05/08(月)	伊達1班	右岸 約6.0k~徳江大橋(約10.2k)・広瀬川
04/27(木)	伊達2班	左岸 約4.0k~梁川大橋(約6.6k)~伊達崎橋(約12.0k)
04/26(水)	伊達3班	右岸 徳江大橋(約10.2k)~大正橋(約16.3k)~右岸(約18.6k)
04/25(火)	伊達4班	左岸 伊達崎橋(約12.0k)~大正橋(約16.3k)~摺上川合流(約18.8k) 摺上川左岸@0.8k

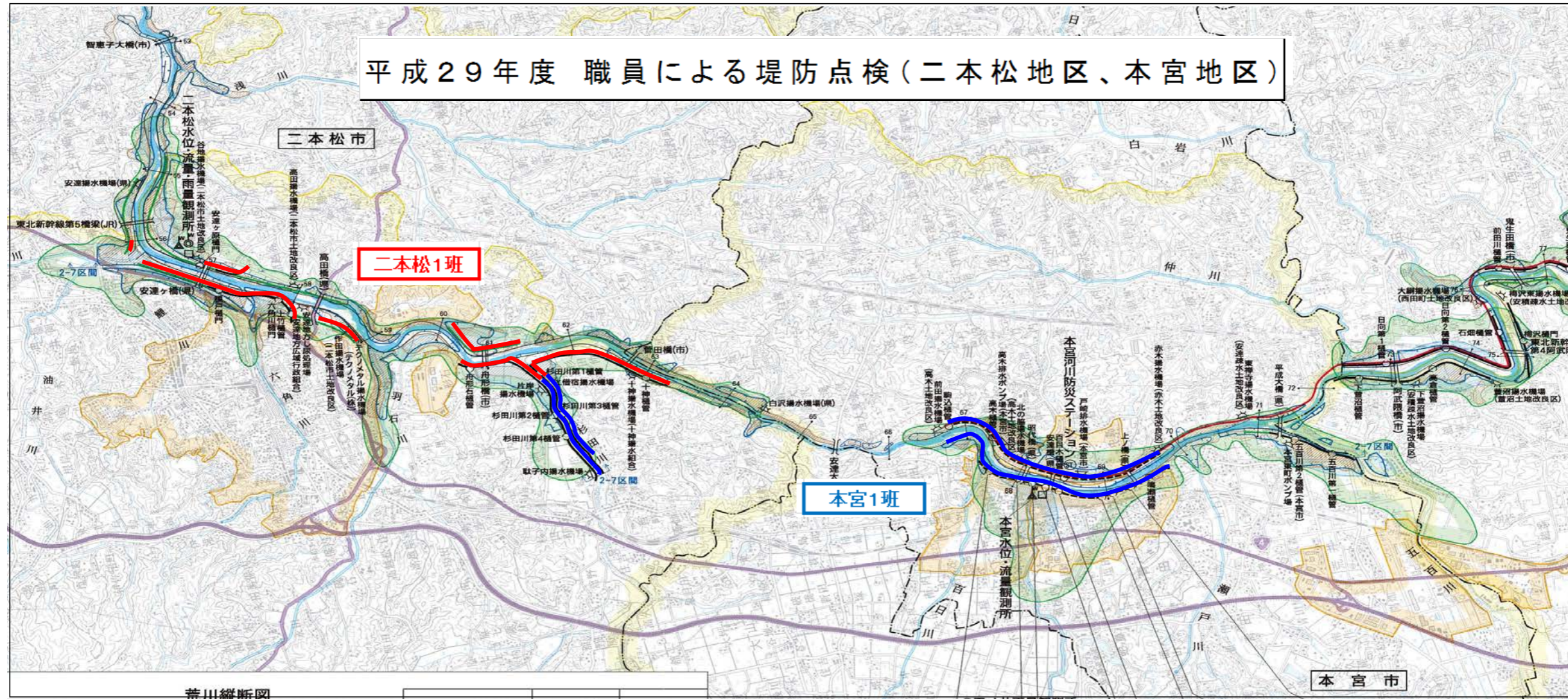
福島地区

点検月日	班名	区間
04/24(月)	福島1班	右岸 約19.0k~約24.0k、約25.8k~弁天橋(約28.4k)
04/21(金)	福島2班	左岸 摺上川(約19.1k)~松川(約22.8k) 左岸 松川(約23.2k)~三本木橋(約25.3k) 摺上川右岸@0.8k 松川両岸@1.4k
04/18(火)	福島3班	荒川左岸 仁井田橋(約4.6k)~本川左岸 三本木橋(約25.3k)

荒川地区

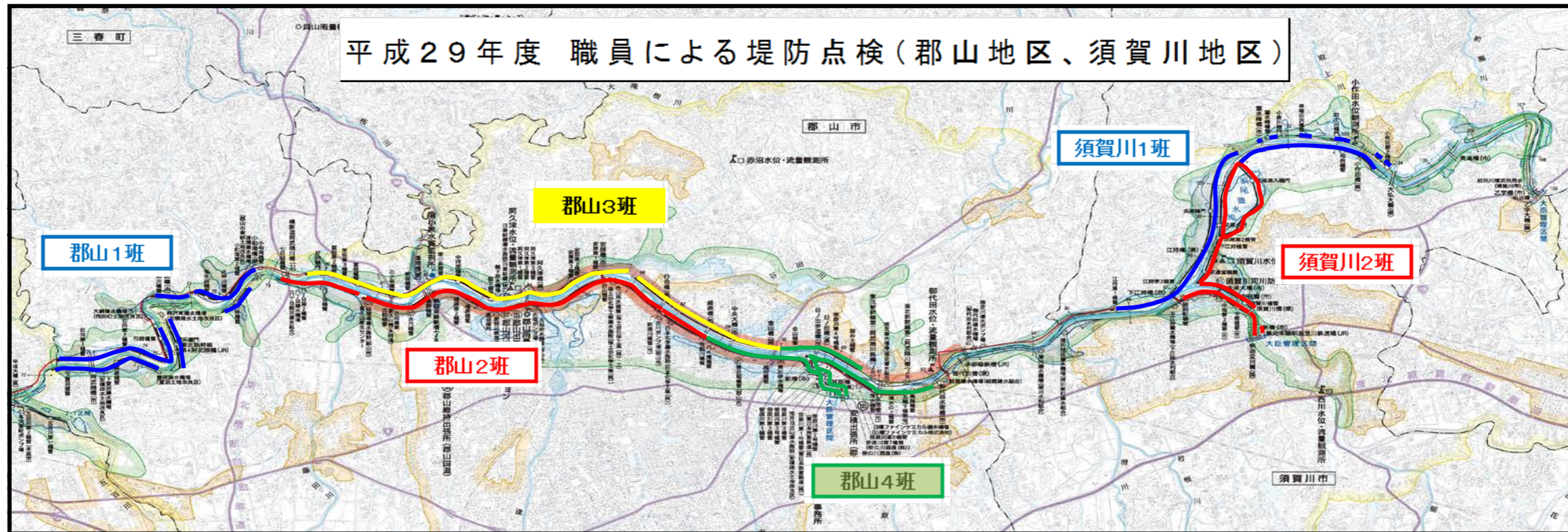
点検月日	班名	区間
04/20(木)	荒川1班	荒川右岸 仁井田橋(約4.5k)~本川左岸弁天橋(28.4k)
04/19(水)	荒川2班	荒川左岸 仁井田橋(約4.6k)~荒川橋(約9.7k)~左岸(約12.5k)
04/17(月)	荒川3班	荒川右岸 仁井田橋(約4.5k)~荒川橋(約9.7k)~右岸(約12.5k)





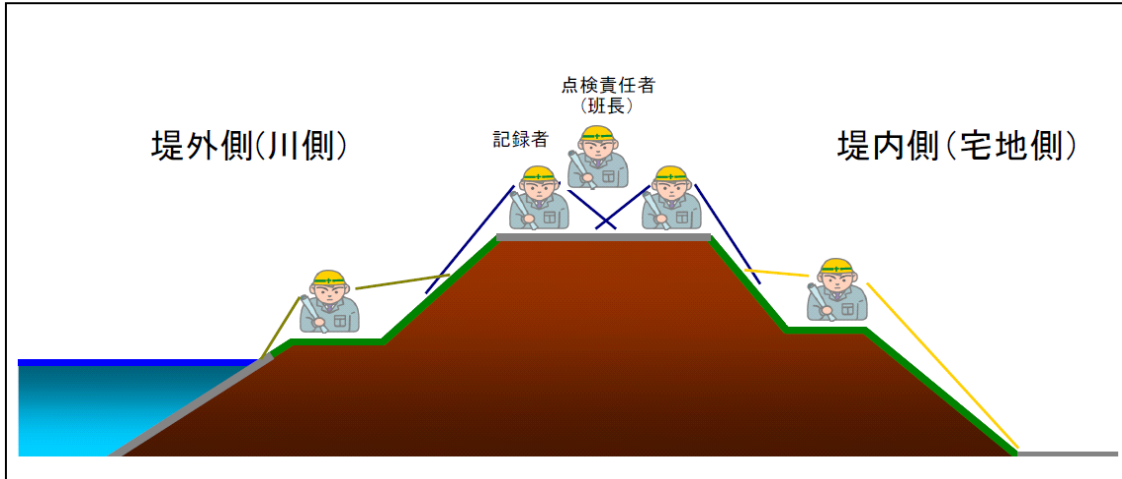
点検月日	班名	区間
04/18(火)	二本松1班	左岸 油井川合流点下流(56.0k)～上竹(58.0k) 左岸 高田橋上流(58.2k)～三菱テクノメタル(58.8k) 左岸 舟形石(60.8k)～十神(63.4k) 右岸 安達ヶ原樋門下流(56.7k)～安達ヶ原三丁目(57.1k) 右岸 北トロミ(60.0k)～南トロミ(61.4k) 杉田川左右岸(本川合流～落合橋)

点検月日	班名	区間
04/24(月)	本宮1班	左岸 66.6k～69.8k 右岸 66.9k～69.8k (駒込樋管～猫田樋管上流) 杉田川左右岸(落合橋～上流端)



点検月日	班名	区間
04/21(金)	郡山1班	左岸 下萱沼樋管下流(72.4k)～萱沼揚水機場(74.2k) 左岸 第4阿武隈橋下流(74.7k)～第4阿武隈橋上流(75.4k) 左岸 市坪樋管上下流(77.8k～78.3k) 右岸 日向第1樋管下流(72.6k)～石畑樋管上流(75.6k) 右岸 前田川樋管下流(76.4k)～前田陸閘上流(76.9k) 右岸 鬼生田樋管下流(77.0k)～小和滝橋下流(78.8k)
04/20(木)	郡山2班	新阿武隈川橋下流(79.2k)～細表橋(87.6k)
04/19(水)	郡山3班	右岸 堂坂第3樋管下流(80.4k)～金山橋(89.0k)
04/17(月)	郡山4班	左岸 細表橋(87.6k)～第二阿武隈川橋下流(91.7k) 右岸 金山橋(89.0k)～日ノ出歩道橋上流(90.5k) 笹原川左右岸
点検月日	班名	区間
04/26(水)	須賀川1班	右岸 江持第1樋管下流(95.8k)～浜尾樋門上流(100.6k) 左岸 浜尾遊水地越流堤上流(100.8k)～小作田橋上流(103.5k)
04/25(火)	須賀川2班	左岸 下江持橋(97k)～浜尾遊水地越流堤上流(100.8k) 浜尾周囲堤 釈迦堂川左右岸

徒歩巡視のイメージ



(参考)

河川協力団体とは

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全・啓発等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するもので、平成26年度に創設されました。

河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことで、多岐にわたり、かつ、地域の実情に応じた河川管理の充実が図られるものと期待されています。

現在福島河川国道事務所管内では以下の4団体が河川協力団体として指定されています。

ふるさとの川・荒川づくり協議会

指定年月日：平成26年4月

業務を行う河川区間：荒川左右岸(国管理区間)

主な活動実績：荒川クリーンアップ大作戦等

NPO法人御倉町かいわいまちづくり協議会

指定年月日：平成26年4月

業務を行う河川区間：阿武隈川左岸(福島市杉妻町地先から荒川合流点)及び荒川左岸(福島市柳町地先から阿武隈川合流点)

主な活動実績：阿武隈川(隈畔)の景観整備事業「花の隈畔づくり」等

日出山アメンボウクラブ

指定年月日：平成27年3月

業務を行う河川区間：阿武隈川左右岸(郡山市笹川2丁目地先(東北新幹線第3阿武隈川鉄道橋梁付近)から郡山市安積町日出山2丁目地先(金山橋付近))及び笹原川左右岸(国管理区間)

主な活動実績：阿武隈川の清掃活動、除草等

石井・大平地区阿武隈川河川愛護会

指定年月日：平成29年3月

業務を行う河川区間：阿武隈川右岸(二本松市安達ヶ原2丁目地先(安達ヶ橋上流約400m付近)から二本松市安達ヶ原4丁目地先(安達ヶ橋下流約200m付近))

主な活動実績：阿武隈川の清掃活動、除草等



河川協力団体制度

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援（※1）するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

（※1）許可の簡素化等

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等



河川敷清掃



ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等



外来種調査



鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



マイ防災マップづくり



安全利用講習

5 上記に附帯する活動